

令和6年度地方教育費調査説明書（市町村教育委員会用）の附帯説明

地方教育費調査（A～C票）・・・都道府県教育委員会が設定する提出期限
→ 9月4日（水）

1 新型コロナウイルス感染症に関連した支出について

学校等における感染症対策や、各種行事・イベントの中止や延期、学校給食の休止への対応等、教育活動のために支出した経費は、その内容に基づき、各支出項目別区分に振り分けて計上してください。

また、キャンセルに伴い発生する賠償金等についても、これらを公費で補填・補償した場合は、それらの教育活動に付随して発生したものとして同項目に計上してください。

財源は、財源別区分に従い振り分けてください。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方公共団体の一般財源としての性格を有するものとなりますので、市町村支出金として整理してください。

2 学校教育費調査票（A票）

（1）小学校・中学校について

- ① 県費で支出される義務教育諸学校の教職員給与費は除外されます。
- ② 義務教育の委託費、負担金は、委託又は負担金を支出した市町村の教育費としては計上せず、委託又は負担金を受けた教育委員会（組合立を含む）の学校教育費として計上します。
- ③ 給食費は、もともと学校徴収金として取り扱っているものであり、これを公費に組み入れてから支出した場合でも、公費からの支出とは見なしません。このことは、8頁の表中「市町村決算状況調」（目的別歳出決算額には含まれているが、本調査では含まれない経費）の④にも例示されています。

3 全般的事項

（1）国庫補助金について

知事部局から交付された補助金・交付金の中には、県支出金ではなく国庫補助金等（電源立地地域対策交付金等。「国庫補助金・負担金等一覧」参照）が含まれていることがあるため、交付決定通知等をよく確認して入力してください。

なお、文科省作成の「国庫補助金・負担金等一覧（令和4会計年度）」は、主だったものが挙げられており、交付されたすべてのものを網羅した一覧ではないことに留意してください。

国庫補助金及び都道府県支出金については、7月下旬頃に県が作成する一覧表を別途送付しますので、そちらも回答作成の参考としてください。

（2）財団法人、社団法人からの助成金について

歳入に入れた場合は、公費組入れ寄付金として扱い、A票又はB票に記入しC票には計上しないでください。

（3）入力後のシステムによるエラーについて

昨年度と大きく額が違う場合（±30%以上）等は、入力後にシステムでチェックすると「エラー一覧」が出るので、内容を確認し、エラーを残す場合はその理由（なぜ額が違うのか）を、出来るだけ具体的に入力してください。

例えば、

- ① 国庫補助金、県支出金に係るもの
「新規補助事業による増」「〇〇に係る補助事業終了による減」等
- ② 市町村支出金、地方債に係るものは、
「公民館耐震改修のための増」「〇〇〇改修事業の終了による減」等
- ③ 過疎債を原資としたソフト事業を地方債に計上した場合は、
「過疎債を充当するソフト事業（〇〇〇事業）のため」等

※「OK」「エラーではない」「確認済」「問題なし」など、具体的でない理由は不可。
また、増減の大きな要因となった事業がある場合は、事業名についても具体的に記載してください。

（４）その他

入力にあたっては、**質疑応答集**も参考にしてください。